

# NEWS RELEASE

Chugoku Bureau of Economy, Trade and Industry  
<http://www.chugoku.meti.go.jp>



皆さんの「チャレンジ」を応援します！

経済産業省

中国経済産業局

平成29年11月13日

担当 電力・ガス事業課  
ガス事業室長 竹廣 智治  
TEL (082) 224-5745  
FAX (082) 224-5649

## 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点

### (中国経済産業局所管分)の指定を解除します

経済産業省中国経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」といいます。）附則第28条第2項の規定に基づき旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を平成30年3月1日付けで解除することとしました。（15事業者22供給地点群）

#### ○概要

平成29年4月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点（旧簡易ガス団地）を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しています（改正法附則第28条第5項の規定に基づく指定）。

今年8月、指定旧供給地点での競争状況について、経過措置料金規制が課された事業者から報告を徴収したところ（ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第4条の規定に基づく報告徴収）、参考資料リスト掲載の指定旧供給地点が指定の解除基準を満たしたことから、10月4日から11月2日にかけて、指定の解除に関するパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、平成30年3月1日付けで、参考資料リスト掲載の指定旧供給地点の指定を解除することとしました（改正法附則第28条第2項の規定に基づく指定の解除）。

#### <参考資料>

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者・指定解除地点群リスト

(本発表資料のお問い合わせ先)  
中国経済産業局 資源エネルギー環境部  
電力・ガス事業課 ガス事業室  
担 当：竹廣、和田、佃  
電 話：082-224-5745（直通）  
F A X：082-224-5649

旧簡易ガスみなしガス小売事業者・指定解除地点群リスト

事業者名	指定解除地点群名	指定解除地点群所在地
有限会社奥田商店	廻山団地	島根県松江市
橋本産業株式会社	平成ニュータウン	島根県松江市
大和マルキガス株式会社	総社あおいハイツ	岡山県総社市
吉延石油株式会社	備前桜ヶ丘団地	岡山県備前市
酒津商事株式会社	浜の茶屋団地	岡山県倉敷市
浅野産業株式会社	里庄駅前団地	岡山県浅口郡里庄町
株式会社両備エネシス	早島町宮中山団地	岡山県都窪郡早島町
株式会社榎原プロパン商会	四拾貫団地	広島県三次市
広島ガス西中国株式会社	宮島口青葉台団地	広島県廿日市市
イワタニ山陽株式会社	グリーンハイツ	広島県廿日市市
イワタニ山陽株式会社	鴨之巢団地	広島県広島市
イワタニ山陽株式会社	南畑敷生協団地	広島県三次市
イワタニ山陽株式会社	オークハイツ	広島県三次市
イワタニ山陽株式会社	加茂が丘	広島県福山市
イワタニ山陽株式会社	長山団地	山口県萩市
広島市農業協同組合	瀬戸内ハイツ	広島県広島市
株式会社広島クミアイ燃料	安佐南ヶ丘団地	広島県広島市
株式会社広島クミアイ燃料	本郷団地	広島県三原市
株式会社協同瓦斯	駅家地区住宅団地	広島県福山市
株式会社広島中央クミアイ燃料	八本松大山ハイツ	広島県東広島市
株式会社広島中央クミアイ燃料	七ツ池ハイツ	広島県東広島市
興亜ガス開発株式会社	山手サンランド室ノ木台	山口県岩国市